

各位

一般社団法人 太田労働基準協会 会長  
館林労働基準協会 会長  
大泉労働基準協会 会長

## 産業用ロボットの教示等に係る業務特別教育開催のご案内

労働安全衛生法第59条の規定に基づき、産業用ロボットの取扱(教示等)業務に労働者を就かせる時は、事業者はその者に対して当該業務に関する安全のための特別教育を実施しなければならないことになっております。当協会では、特別教育(学科及び実技)を下記により計画致しました。貴事業所におかれましても、更なる災害防止を図るため対象者の受講をお勧め致します。尚、受講修了者は修了証を交付致します。

### 記

#### 1. 開催月日と会場

科目	月 日	時 間	会 場
学 科	1月21日(土)	8:00~16:50	太田労働基準協会2階研修室
実 技	1月29日(日)	9:00~12:10	(株)SUBARU群馬製作所本工場ロボット訓練所

※終了時刻は講習会の説明・確認テスト等により多少前後致します。

#### 2. 募集人員 50名 (定員になり次第、又は開催日7日前に締め切ります。)

#### 3. 申込方法 ①受講人数を電話等で協会へ連絡し、仮予約をお取りください。

②申込書に必要事項を記入・押印の上、下記のいずれかの方法でお申し込み下さい。

(ア)申込書と受講料を当協会窓口へ持参。 (イ)申込書と受講料を現金書留で郵送。

(ウ)申込書を郵送し、受講料を下記の指定口座へ振込む。(振込手数料は自己負担)

(イ)と(ウ)の場合は、郵送する際に84円切手を貼った返信用封筒(受講券の送付用)を同封して下さい。尚、申込書はA5ではなくA4サイズでお願い致します。

※ 受講料は、講習日の1週間前までに支払いを済ませるようお願い致します。

※ 講習日の1週間前以降のキャンセルによる受講料の払い戻しは致しません。

※ 外国人の方が受講する場合は各協会にて注意事項を詳しく聞いてください。

振込先： 群馬銀行 太田支店 普通 2143059 一般社団法人 太田労働基準協会  
シャ) オオタロウドウキジュンキョウカイ

4. 受講料	会 員	15,400円	内 訳	講習料	14,000円 (消費税 1,400円)
				テキスト代	無 料
	非会員	17,380円	内 訳	講習料	14,000円 (消費税 1,400円)
				テキスト代	1,800円 (消費税 180円)

※ 会員とは群馬県内の労働基準協会へ加入している会員です。

5. 申込場所	一般社団法人	太田労働基準協会	TEL0276-46-5774・fax0276-46-1544
		館林労働基準協会	TEL0276-72-8890・fax0276-70-7622
		大泉労働基準協会	TEL080-3584-3309(柿沼)・fax0276-63-6691

#### 6. 注意 **遅刻は認められませんので、ご注意ください。**

#### 7. 実技の服装 作業服、ヘルメット、軍手、安全靴を着用してください。

※ マスクの着用・検温・消毒・3密防止へのご協力をお願いします。

以上

